

別表 3

## 営業種目分類表（役務の提供）

営業種目（番号及び種目名）		
No.	業務名	業務内容
<b>301 建築物等清掃業務</b>		
01	建築物等清掃	施設及びその敷地、付属施設の清掃（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項関係）
02	建築物空気調和用ダクト清掃	施設の空気調和用ダクトの清掃（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第3項関係）
03	建築物受水槽、高架水槽清掃	施設に設置されている受水槽、高架水槽の清掃（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第5項関係）
04	建築物排水管用清掃	施設の排水管の清掃（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第6項関係）
05	建築物害虫等駆除	施設における害虫、ねずみ等の駆除（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第7項関係）
06	建築物環境測定（水質検査）	建築物における飲料水の水質検査（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第4項関係）
07	建築物環境測定（空気環境測定）	建築物における空気測定（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項関係）
08	建築物総合管理	建築物における衛生的環境の総合管理（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第8項関係）
09	消毒・害虫駆除業務	敷地内における害虫（シロアリ、ハチの巣等）駆除及び消毒 ※道路、河川、園地、下水道を除く
10	浄化槽清掃	浄化槽の清掃（浄化槽法第35条第1項に基づく許可を受けていること）
11	油タンク清掃	油タンク（地下タンクを含む。）の清掃
<b>302 廃棄物収集・運搬・処分業務</b>		
01	一般廃棄物収集・運搬	一般廃棄物の収集及び運搬（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく許可を得ていること）
02	一般廃棄物処分	一般廃棄物の処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に基づく許可を得ていること）
03	産業廃棄物収集・運搬	産業廃棄物の収集及び運搬（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく許可を得ていること）
04	産業廃棄物処分	産業廃棄物の処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく許可を得ていること）
05	特別管理産業廃棄物収集・運搬	特別管理産業廃棄物の収集及び運搬（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項に基づく許可を得ていること）
06	特別管理産業廃棄物処分	特別管理産業廃棄物の処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項に基づく許可を得ていること）
<b>303 警備業務</b>		
01	機械警備	警備業務用機械を使用した施設の警備（警備業法による公安委員会の認定及び機械警備業務開始の届け出をしていること）
02	人的警備	施設に警備員を常駐させて行う常駐型施設警備、イベント会場等における交通誘導・催事警備等（警備業法による公安委員会の認定を得ていること）
<b>304 設備保守業務</b>		
01	機械設備管理	空調設備、ボイラー等の保守管理及び運転
02	消防設備管理	消防用設備の消防法第17条の3の3に基づく点検、消防設備の保守等
03	放送設備管理	放送設備の保守
04	昇降機設備管理	昇降機類の建築基準法第12条第3項に基づく点検、昇降機の保守等
05	自動ドア設備管理	自動ドアの点検及び保守

No.	業務名	業務内容
06	自家用電気工作物管理	電気事業法第42条の規定する保安規程に基づく自家用電気工作物の保安管理 ※1名以上の技術者（電気主任技術者等）の免状を添付すること。
07	通信設備管理	無線設備（防災行政無線等）、電話機等の保守点検
08	舞台設備管理	舞台設備（音響、吊物、照明等）の保守点検
09	遊具保守点検	学校、公園等遊具の保守点検
10	プール設備保守点検	プールろ過装置、滅菌装置等の保守点検
11	厨房機器保守点検	厨房機器の保守点検
12	浄化槽管理	浄化槽法に基づく保守管理（秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき営業区域が鹿角市として登録されていること）
13	油タンク等点検	危険物の規制に関する規則第62条の6に基づく油タンク等（地下タンクを含む）の定期点検及び漏洩検査
99	その他設備の保守点検	シャッター、感知システム等建築物・工作物に付随する設備管理等上記のいずれにも属しない設備保守（営業種目調書の具体的な業務内容に必ず記入すること）
<b>305 公共施設等管理業務</b>		
01	不燃物投棄場管理	不燃物投棄場の管理及び埋設整理
02	上下水道施設運転管理	水道施設及び下水処理施設の運転及び管理業務
03	上下水道施設設備保守点検	上下水道施設における機械・電気・計装設備の保守点検業務
04	その他施設運転管理	ごみ焼却施設、し尿処理施設、斎場等の運転及び管理業務
05	その他施設設備保守点検	ごみ焼却施設、し尿処理施設、斎場等における機械・電気・計装設備の保守点検業務
06	漏水調査	水道施設（導・送・配水管等）の漏水調査
07	下水道管路調査・清掃	公共下水道の管路におけるカメラ調査及び清掃（建築物等の排水管は含まない。） ※「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士（調査・清掃）」、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種）」の資格者証を添付すること。
08	公共施設管理運営業務	公共施設における管理及び運営
09	料金等収納業務	料金、使用料等の収納業務、水道検針業務
10	巡視・日宿直業務	プールの巡視（警備を除く）、施設の宿直等
99	公共施設等管理その他	上記のいずれにも属しない公共施設等管理（営業種目調書の具体的な業務内容に必ず記入すること）
<b>306 測定・検査業務</b>		
01	水質検査（水道飲料水）	水道法等の水質検査（水道法第20条の4第2項に係る水質検査機関であり水質検査を行う区域に鹿角市が該当すること）
02	簡易専用水道検査	10m <sup>3</sup> 以上の受水槽水道の管理の検査（水道法第34条の4に係る簡易専用水道検査機関であり管理の検査を行う区域に鹿角市が該当すること。）
03	温泉成分分析	温泉成分の分析（温泉法第19条に係る登録分析機関であること）
04	一般計量証明	長さ、質量、面積、体積、熱量（計量法第107条第1項関係）計量証明事業者であること
05	環境計量証明（濃度）	計量証明事業者であること
06	環境計量証明（音圧・振動加速度）	計量証明事業者であること
07	環境計量証明（ダイオキシン類）	計量証明事業者、特定計量証明認定機関（MLAP）又は環境省のダイオキシン類請負調査の受注資格を有していること
08	土壌汚染調査	土壌汚染対策法第3条第1項の規定により指定されていること
09	放射能測定（スクリーニング法）	放射性セシウムのスクリーニング法による測定
10	放射能測定（核種分析法）	ゲルマニウム半導体を用いた測定
99	測定・検査その他	上記のいずれにも属しない測定・検査（営業種目調書の具体的な業務内容に必ず記入すること）

No.	業務名	業務内容
<b>307 電算関係業務</b>		
01	システム・プログラム開発・保守	コンピュータシステムの開発、ソフトウェアの開発、改造、保守等の業務
02	ハードウェア保守	コンピュータ機器、複写機等のハード機器の保守
03	電算処理業務	データエントリ、データ集計、データ変換、加工、その他入出力等の業務（反訳を含まない）
04	ネットワーク環境構築	ネットワーク環境構築、無線 LAN 環境構築等
05	ホームページ制作	ホームページの制作
99	電算関係業務その他	上記のいずれにも属しない電算業務（営業種目調書の具体的な業務内容に必ず記入すること）
<b>308 計画策定業務</b>		
01	総合計画策定	基本構想、総合振興計画等の策定に関する業務
02	福祉計画策定	高齢者、介護、児童、保健等福祉関係に関する計画策定
03	アンケート・分析業務	アンケートの作成及び分析
99	計画策定その他	建築・建設コンサルタント以外の計画の策定に関する業務（営業種目調書の具体的な業務内容に必ず記入すること）
<b>309 運輸・旅客業務</b>		
01	車両運行管理業務	市所有の大型バス等の運行及び管理、公用車による通送業務
02	運送配送業務	運送配送業務（貨物自動車運送事業法における貨物自動車運送事業の許可を得ていること）
03	貸切車両運行業務	貸切バス、スクールバス、乗合バス等の運行（道路運送事業における旅客自動車運送事業の許可を得ていること）
04	旅行あっせん	旅行業法第 3 条に基づく旅行業又は旅行業者代理業の登録がされていること
<b>310 広告・企画制作業務</b>		
01	イベント等企画	各種イベントの企画及び運営（音響・照明機器の設営及び操作）
02	看板、垂れ幕等作成	イベント等の看板、標識、プレート及び垂れ幕等の制作（デザインを含む）
03	屋外広告物作成	屋外広告物（木製・金属製等）の作成・設置（秋田県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録をしていること）
04	広告用品作成	広告、普及、啓発用品（ステッカー、ティッシュ、小物等）の制作（デザインを含む）
05	パンフレット等作成	パンフレット、ポスター、小冊子等の作成業務（デザインを含む）
99	広告・企画制作業務その他	上記のいずれにも属しない広告・企画制作業務（営業種目調書の具体的な業務内容に必ず記入すること）
<b>399 その他</b>		
01	反訳業務	会議等議事録反訳
02	食事調理業務	給食等の調理及び配達
03	滅菌業務	集団検診等で使用する器材の滅菌消毒（医療法施行規則第 9 条の 9 に規定する基準に適合すること）
04	登記等業務	土地家屋調査士法第 2 8 条に基づく登録又は司法書士法第 8 条に基づく登録を受けていること
05	不動産鑑定	固定資産評価、不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第 2 2 条に基づく登録を受けていること）※補償費の算定に係る補償算定は建設コンサルタントでの登録
06	森林整備	公有林の森林経営計画に基づく施業（間伐・除伐等）、植樹（道路・公園施設等の立木伐採等は含まない）
07	火葬残灰処理	火葬残灰等の処理
99	役務の提供その他	上記のいずれにも属しない役務の提供（営業種目調書の具体的な業務内容に必ず記入すること）

※主な業務内容に記載している許可及び登録等については、営業種目の内容を示すためのものであり、業務履行に関し法令等により資格等が必要な場合は、この資格等を有していること。